

衛星非常用位置指示無線標識（EPIRB）等に係る規定の整備等

～ 電波法施行規則等の一部改正、関連告示の改正 ～

一般社団法人 全国船舶無線協会 事務局

2022年9月15日に電波法施行規則等の一部を改正する省令及び関連告示の改正告示が公布、施行されました。以下に改正の概要を記載します。

改正概要

1 電波法施行規則関係

- EPIRBの信号の送信相手先となる無線局種に船舶局を追加する。
(第2条第1項第37号の7及び同項第38項)
- EPIRB及び航海情報記録装置又は簡易型航海情報記録装置を備えるEPIRBが送出しなければならない電波にG1D電波及びF1D電波を追加する。
(第12条第9項表中衛星非常用位置指示無線標識の欄)
- 遭難通信として使用できる周波数及び識別信号を追加する。
(第36条の2第1項第6号及び別図第6号)

2 無線設備規則関係

- EPIRBとして求められる条件を追加する。
(第45条の2)
- EPIRB及び設備規則第45条の3の5に規定する無線設備が使用するG1D電波及びF1D電波の許容偏差及び占有周波数帯幅の許容値を追加する。
(別表第1号及び別表第2号)
- 帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値の規定を適用しない装置に161.975MHz及び162.025MHzの周波数の電波を使用するEPIRBの送信設備を追加する。
(別表第3号)

3 無線機器型式検定規則関係

- 衛星非常用位置指示無線標識の条件にG1D電波及びF1D電波を追加する。
(別表第1号)

4 経過措置

現行方式のEPIRB（AIS送信機能及びGNSS受信機能のないもの）は令和6年（2024年）1月1日以降新規の設置は認められないが、既に無線局として開設されている機器については設置が続く限り、現行方式のEPIRBが継続して使用可能。

